

# 令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 向原住区センター児童館学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。  
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	子どもの健全な育成と遊び及生活支援に努め、創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならないことを踏まえて保育をしている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	保護者が就労等により放課後一人で過ごさなければならない児童に対し、生活の場を保障し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら事業を行っている。児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を行えるように保育している。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備に努めている。子どもの自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立のために、発達段階に応じた主体的な活動ができる保育を行い、子どもの健全な育成に努めている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者とは、日々の連絡帳や、個人面談、保護者会等で、家庭の様子やクラブの様子を共有し、安心して過ごせるように配慮している。学校等の関係機関と連携を行うことで、情報共有し、家庭での養育を支援している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○常に自己研鑽に励みながら必要な知識と技能をもって育成支援に努めている。また、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるように支援している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもの人権に十分に配慮し、子どもの人格を尊重して育成支援を行い、職員の資質向上のために職場内外の研修に参加している。子どもや保護者のプライバシーの保護、児童虐待の防止等に努め、地域社会との交流や連携を図っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○社会的な役割と責任を自覚し、法令を遵守し、育成支援を行っている。また、子どもの人権、守秘義務、プライバシーの保護等に配慮して保育を行っている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情に対し誠実に対応するよう努めている。また、その対応や内容について職員間で共有するとともに、事業内容の向上を図っている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○職員間の情報共有や話し合いを密にし、より良い保育をするための職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	研修等により発達課題を理解するよう努め、子どもの発達の個人差や心身の状態を踏まえたうえでの育成支援を行っている。

## II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○児童館・学童保育クラブ運営指針に基づき、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、子どもの発達段階や状況に応じて保育計画を立て運営している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○留意点を理解し、子どもたちの生活、家庭状況に応じて保育の内容を工夫し、支援を行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○区の入所基準に基づき、入所している。申請があった場合は受け止めていく。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○留意点を理解し、保護者や関係機関との情報共有を密に行いながら、見通しを持って計画的な支援を行なっている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○児童虐待が疑われる場合には、職場で情報共有を行う。児童虐待の早期発見に努め、保護者との面談や、関係機関との連携を行っている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○児童の状況に応じて、関係機関との連携を図り、支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○連絡帳を通して出席及び子どもの様子について日々、情報共有を行っている。緊急の場合は、電話等で対応している。また、個人面談、保護者会により家庭の様子やクラブの様子を共有し、安心して過ごせるように配慮している。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○連絡帳や個人面談を活用し、子どもの様子を日常的に伝えて信頼関係を築くよう努めている。相談があった場合は、保護者の気持ちを受け止めて対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○クラブでの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、事業、活動等を通して互いに連携している。保護者組織への助言を行い、保護者同士のつながりが築けるよう支援している。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	育成支援の目標や計画を作成している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌の作成、運営に関する企画書の作成や打ち合わせ、週案の作成、遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、整理整頓等を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	日頃の情報共有や、担任との懇談、校庭開放への参加などによって学校との連携を積極的に図っている。4月当初には1年生の帰宅指導のため小学校へ迎えに行った。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	保育園との連携は、必要な場合に、実施している。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	民生委員、主任児童委員、地域組織や子どもに関わる関係機関と情報共有、相互交流を図っている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。

### Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント		
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	目黒区の感染症対策マニュアルに基づき、こまめな手洗い、部屋の換気、消毒や密を避けた活動内容など予防対策に取り組んだ。感染症予防のための過ごし方を子ども・保護者と共通認識を持つことができるように努めた。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	事故やケガを防止するために、日々点検し環境整備を行っている。また、事故やケガの発生時におけるマニュアルのもと対応し実施している。
		(3)防災及び防犯対策	○防災及び防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアルに基づき、年間防災訓練計画を立てている。定期的な避難訓練、防犯訓練を実施し、非常時の対応行動や役割分担、避難経路について確認を行っている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	来所については、小学校との連携を行っている。帰宅時に関しては、保護者と帰宅時の安全確保について話し合いを行っている。

### Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント		
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	子どもが安全に安心して過ごし、遊び等の生活拠点としての機能を備えた専用区画を有している。また、近隣公園を有効活用している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	衛生及び安全が確保された設備を備え、個人ロッカーや、生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具や図書を備えている。図書館の団体図書を利用している。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	放課後児童支援員が配置され、支援の単位ごとに育成支援を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に関する留意事項	○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	安全衛生委員会を設置し、職員も参加している。年2回の職場環境測定、年間を通して職場環境チェックリストに沿った点検、改善を実施している。	
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。